

## 香芝市告示第99号

次に掲げる事務については、令和4年10月14日から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき堀本武史副市長に委任し、同法第167条第2項の規定により当該副市長が執行するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年10月25日

香芝市長 福岡 憲宏

### 1. 委任する事務

香芝市契約規則第9条に規定する予定価格を記載した書面を封書にする事務